

国海查第236号の 2
令和2年11月11日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 片山 正典 殿

国土交通省 海事局長
大坪 新一郎
(公印省略)

型式承認試験基準の改正について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり改正しましたので、ご連絡いたします。

記

- 昭和52年8月25日付け舶查第231号による「安全灯の型式承認試験基準」を別紙のとおり改正する。
- 改正後の型式承認基準は、令和2年11月11日から施行する。
- 既に改正前の型式承認試験基準により型式承認を取得している物件については、改正後の型式承認基準にかかわらず、なお従前の基準のとおり検定を受けることができるとする。
- また、施行日前に型式承認又は型式の変更の承認の申請が行われた物件については、改正前の型式承認基準に従い型式承認試験又は型式変更承認試験を受けることができるものとする。



安全灯の型式承認試験基準改正概要

令和 2 年 11 月
検査測度課

I 経緯

船舶消防設備規則第 5 条第 14 号の消防員装具の構成品の安全灯に係る技術要件は、船舶消防設備規則第 5 条第 14 号の規定に基づき、船舶の消防設備の基準を定める告示第 31 条第 4 号で規定される。

同号ニには、可燃性気体を含む空気中において使用される安全灯は防爆型のものであることが規定されており、これを受けた現行の安全灯の型式承認試験基準(昭和 52 年舶查第 231 号。以下「現行試験基準」という。)では、防爆試験が規定され、その試験方法は我が国が独自に定めたものとなっている。

ここで、SOLAS 条約の強制コードである火災安全設備コード(FSS コード)では、タンカー及び危険場所で使用される安全灯は防爆型のものであることが規定され、その性能の確認方法は IEC(国際電気規格)60079 の容器の保護等級(IP)の項目を参照することとしている。

また、昨今、電磁ノイズの影響を考慮する必要がある電子機器は IEC61000-4 の EMC(電磁環境適合性)試験による影響程度の確認が一般的な要件として含まれるが、現行試験基準は電磁ノイズの影響が極めて少ない白熱灯を使用することが前提であり、EMC 試験の取り入れが考慮されていない状況が見られる。

現在、電磁ノイズが発生しやすいと見られる LED を光源とする安全灯について型式承認の取得要望があるところ、型式承認試験基準の国際基準との整合化を進めるため、防爆試験及び EMC 試験について IEC 規格の規定を取り入れることが適切であると考えられる。

なお、今般の型式承認試験基準の改正に当たっては、一般財団法人日本舶用品検定協会が開催した「安全灯の型式承認試験基準改正案作成検討会」での検討結果を踏まえている。

II 改正方針

- (1) 防爆試験及び EMC 試験について国際基準と整合化する。
- (2) その他所要の改正を行う。

III 施行及び経過措置

(1) 施行日

令和 2 年 11 月 11 日

(2) 経過措置

- ① 既に改正前の型式承認試験基準により型式承認を取得している物件については、改正後の型式承認基準にかかわらず、なお従前の基準のとおり検定を受けることができるることとする。
- ② また、施行日前に型式承認又は型式の変更の承認の申請が行われた物件については、改正前の型式承認試験基準に従い型式承認試験又は型式変更承認試験を行うこととする。

以上